

路和37年6月10日967		広報にゅうぜん (2)
	農薬が使わ	管内五百名の $5^{\circ}$ に 、 で た 、 で た た で た で た で た で た で た で た の に る ち の に の に る ち の に の に る ち の に の に る ち の に の に る ち の に 、 あ れ ま す 。 ・ ・ 、 で も の 、 あ れ ま す 。 ・ ・ 、 で も の の よ う に 、 あ れ は 、 、 ち に 、 あ れ た 、 あ れ た 、 あ れ ま す 。 ・ ・ ・ 、 あ は に 、 あ ら れ こ 、 あ れ ま す 。 ・ ・ 、 あ れ は に 、 あ ら も の 、 あ れ ま す 。 ・ 、 あ は は 、 、 あ ら も の 、 あ は は 、 、 あ は は 、 、 あ は は 、 、 あ ら に 、 あ ら も の 、 、 あ は は 、 、 あ は は こ 、 あ の の の 、 、 あ ら に 、 あ ら れ ま す 。 、 あ の の の の の の の の の の の の の
ない、一寸でもヒフについたら、そのです。薬です。、薬のついたものがたりません。、空になったらた、、ビンなどはなりません。、空になったら、そのです。、薬のついたものがたものがたものがたものがたものがたものがたものがたものがたものがたものが	れる時期になりま	一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部
	した	あゆ釣りを行なうには規則で あゆ釣りを行なうには規則で この「届落証」の希望の方は この「届落証」の希望の方は です。 といっておりますが、これ が必要です。 としって高校呈の方は です。 なお、この「届落証」の希望の方は た人 二百円。高校生 百円 小中学生徒 二〇円
舟横八舟横椚芦吉総総税議教建総産収建民消教建産産産民民税税総給舟議教建税 見山主見山山崎原・・会育・・八・防委・・・・・・務見会委設務 保任 (保総総務事委設戸農八設年司社庶農農経国厚徴管戸・支事総課課 (常保化 // / 育務務務員 籍務役 金令教務地務済保生収理籍総所務務長長 所母 所保係課局会課係係室課除補係係係係係係係係係及長局課 長長長長長長長長長長長度成 長本 西腰東へ	校 型 選 手 士 婦	保 民 総 務 課 課 主 手 代 令 士 母 勝 、 間 保 小 教 妻 設 務 現 調 保 小 教 妻 設 務 課 課 長 長 の 勝 の 員 の の の の の の の の の の の の の の の の

 平広上飛野紺寺西館上島寺 田
 「柳川島島口谷林島谷島田林早青中長上川池金水藤川坂上塚大和川坂上銀一大和川島島口谷林島谷島田林早青中長上川池金水藤川坂上田蔵森 (利)
 「和川山原町山設療財設会委設な籍入委長所籍業林林業生保収籍務 ( 西尾三郎・支所長 「腰由則・議会局長 (四月一日発令)
 (四月一日発令) 上原 吉島 4多忠義・建設課 森下政雄・産業 寺二金柳飯島宮山沢田 宝田 貞子・ 久子・上原 まてみ禅玉 太きふよ栄枝歳吉 吉原

500 異 動

(四月一日付)

上田

秀雄 常作

西村

00 0-00 Sto 0 10 0 0 -00

(3) 広報にゅうぜん

昭和37年6月10日発行 第 三 種 郵 便 物 認可

観音まつりの案内 いよいよ観音まつりも近づき ました。各種の行事日程は、次 のとうりですが、あげて協力い ただきますようお願いします。 なお、この祭礼期間は今年よ り総ての行事が19日、20日と決 まり、18日は観音寺における勤 行のはか露店商も場所割程度の 準備で19日を本日として店を開		いのかい、こので、人つゆの時期になると、人
<ul> <li>単幅で19日を本日として用を明 きます。</li> <li>日程 19日(火) 20日(水)</li> <li>行事</li> <li>・ 観音寺17日、18日(お勤 め、説教、舞角)</li> <li>・ 盆踊り大会18、19日の二</li> <li>・ 八善神社境内)</li> <li>・ 入善町芸能大会19日(町</li> <li>中央公民舘)</li> <li>・ 浪花演芸会20日(高倉興</li> </ul>	<b>いかしたちのです。だいしなったちがなけられたちどんな気持になるのです。だいしなったちが、皆さんの協力です。とくに気をすがしますのなどはきれいにして、災害のなど、ます。 や 自動車のおことが大切です。とくに気をすが、 なくし、ときで、災害のなど、またの協力がなければ、 なくし、ときで、災害のなど、またの協力がなければ、 なくし、ときで、災害のなど、またの協力がなければ、 なくし、ときが大切です。とくにきれいにし すますから、とくに気をなりますので、発生の根源気です。とくにもれないにし すますから、とくに気をすな場所のや で、災害のなど、またはきれいにし たいものです。だいします。 市ますなるのです。だいしな時者にないことす。 かられたなります。 たいものです。だいしな時者にないこともかなけられたちどんな気持に たいしたちどんなります。 たいものです。だいしな時者にないたちどんな気持い したいものです。たいしな時者になります。 なる。 なず、既肥舎舎附近の草むら、ヤ たいものです。たいしたります。 たいものです。たいしな時者にないことも車の ないしたちどんなります。 たいしたなります。 たいしたなります。 たいしたがたります。 たいしたがでなります。 たいしたちどんなります。 たいしたなります。 たいしたがしたちどんな気持い して、 たいしたちどんな気持い</b>	き、清潔を保つように心掛け
<ul> <li>行)銀座特設舞台</li> <li>・民謡町流し20日 町流し</li> <li>・吉本オートバイサーカス</li> <li>18日夜、20日(役場前広場)</li> <li>注 当日は露店商約200店が来町いたします。店作りの際には</li> <li>附近の竹竿、木箱など毎年紛失し問題を起すことが多いのです</li> <li>が、事前に家の巡りをよく整理して被害のないように協力願います。</li> </ul>		O
飯野地区         上原地区         上原地区           飯野地区         上野第第2         板川松           道市市         4         島           市市         5原第2         4           市市         2         上野第第3           支票第3         2         上島           市市         2         15区           市市         2         15区           市市         三島方之助         三島方之助           市         全島         三日           東京         15         三	マレン       補採       土       助補       士       手       術       母       務       皮       ア       皮       ア </td <td>吉原 〃 森島 満習・門山椚山保育所 本田 あや・飯野</td>	吉原 〃 森島 満習・門山椚山保育所 本田 あや・飯野

昭和37年6月10日発行 第 三 種 郵 便物 認 可		広報にゅうぜん	(4)
県政公聴会の開催案内 県政一般について、県民の率 直な批判や要望をきき、県政の 今後の施策に資するとともに、 県と県民の親和を深め、民主行 政の実をあげることを目的とし て、昭和37年度の県政公聴会は 次の日程で開催されます。 日時 7月9日(月)	1 が改正と今見揚げしてことのないない、外地に なりますたは県庁へ直接をしていいりましたた が、まだ諸小さなたらの対してこのような方がしてこのような方が がっます。 がた間の方が近いたたは、引揚げしてたとか、外地に になど、東印度にだがらたします。 た住期間六、東印度がからたします。 たたれたいとれたいとれたい、 など、または、町やには、町やには、一日 になど、または県庁へ直接をしていいりましたた がのうまたは、町やには、引揚です で、どの方があいたたい。 ながらの方がらいたには、引揚者のです 一日 での要件 たたがのの要件	千円、二万円、一万五千円、七千小、二万円、一万五千円、七万円、一万五千円、七万元、または終戦のとき外渉に対し、年令に応じて二万八歩に対し、年令に応じて二万八歩に対し、年令に応じて二万八歩に対し、年令に応じて	引揚者給付金の
午後2時~4時30分 会場 入善町中央公民舘ホール 出席者 知事、出納長、各部長 教育長、県事務所長、警察本 部長、地元県会議員 参加者 下新川郡三町の町長、 教育長、各種団体長、一般住民 司会者 相談室長 7月9日 町中央公民舘ホール		<ol> <li>2 在外居住期間六ヶ月未満の</li> <li>3 引揚後死亡した者に支給される遺族給付金の支給要件としての二十五才以上の制限を</li> <li>1 二十才以上に下げる。</li> </ol>	お済みになりましたか
<ul> <li> <sup>†</sup> すで増施と     </li> <li> <sup>ザ</sup> すで増施と     </li> <li> <sup>ザ</sup> すで増施と     </li> <li> <sup>ザ</sup> すで明加すと     </li> <li> <sup>*</sup> な明加する。     </li> <li> <sup>*</sup> なのの指し、     </li> <li> <sup>*</sup> なのに、     </li> <li> <sup>*</sup> ないの指し、     </li> <li> <sup>*</sup> ないのはいからい。     </li> <li> <sup>*</sup> ないのはいからい。     </li> <li> <sup>*</sup> ないのは、     </li> <li> <sup>*</sup> ないのは、</li> <li> <sup>*</sup> ないのは、     </li> <li> <sup>*</sup> ないのは、     </li> <li> <sup>*</sup> ないのは、</li> <li> <sup>*</sup> ないのし、</li> <li> <sup>*</sup> ないのし、</li> <li></li></ul>	中包郵便を出すときは、か いただきたく願っておりましたなら なの近くこのに、町長に体育、レク にさきがけスポーツ振興審議会 で、ならびに青少年の不良化を で、ならびに青少年の不良化を で、ならびに青少年の不良化を で、ならびに青少年の不良化を で、ならびに青少年の不良化を で、ならびに青少年の不良化を で、ならびに青少年の不良化を で、たちれましたが、この たたがに、町長に体育、レク	のだに き りに	が読みにくくなったつゆどきに湿気や雨
チノフリートの新売、(1000) オリンリートの新売、(1000) オリンリートの新売、(1000) 大田好雄(一一)、 大田好雄(一一)、 大田好雄(一一)、 大田好雄(一一)、 大田好雄(一一)、 大田好雄(一一)、 大田好雄(一一)、 大田好雄(一一)、 大田子、(1000) 大田、(1000) 大田、(1000) 大田、(1000) 大田、(1000) 大田、(1000) 大田、(1000) 大田、(1000) 大田、(1000) 大田、(1000) 大田、(10	ない。 に、内部に本書いて ない。 本 市 した。 な に、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	して、あて名ことです。 溜する ことです ことです ことです ことです ことです ことです ことです ことです	馬うない にしてく

第三種郵便物認可 時は、 住所、 受けて、 ます。 七月一日より町印鑑条例を、次鑑の悪用を未然に防止するため 問 (1) 出 5 棄損などの 2 方は保証人の印鑑(町に登録し1 あらたに印鑑を登録される んが、ご協力願います。面でわかりにくいかも知れませ や信用を失なうと云う事になり財産を失ない、家を失ない土地 で印鑑が使用されております。 書 常 答 4 申出てください てある印鑑)が必要です。 のように改ためました。 の き など 法律 わめて 印鑑の登録 が いと思っている人もありますん。生捕りであれば差支えな 合の 0 来ません。 の生活における請求書、 できません。 ちろん卵やヒナをとることも 空気銃で 氏名、 一部を組み合せた 1 野 次の場合印鑑登録する事が 印鑑登録をされている方が この場合、 野 のほか捕ることはできませ野鳥は特に許可をうけた場野鳥を捕る事ができますか これはまちが その旨届出てください。 氏名などに変更を生じた 一行為に 町では登録されてある印 V 登録されるとき保証人 大きく ろいろな届 で 場合は、 は **場合は、その理由をす。旧印鑑が減失、**れる時は、新旧の印 基く EIJ 今合せたものであ 0 代理人は委任を 鑑の果す役割は 鳥 売買賃貸借等 契約は勿論日 潤 いです。も 書に至るま 手続の 受領 合は、すみやかにその旨町長に人が代理人に委任していない場の旨本人に通知しますから、本できます。(この場合町長はそ 合は、 問 (=) (2)(口) 3 により代理人が請求することが合は、その理由を附した委任状 2 (=) (口) 答 000 (1) が出来ません。 4 の同意書が必要です。 届出てください。) - 1 (ホ)  $(\gamma)$ たとき。 L ts 印 らないと認められるもの。 \$ れるもの。 5 Ľ 反になります。 - O め照合困難なもの。 証明の 、法定代理人または補佐人未成年者などが請求する場 ゴ ム 印、 ガラ、 本人以外の時は 印鑑証明の再証明。 次の場合印鑑証明をする事 本人自から請求出来ない本人自から請求します。 保証の真実性が疑がわし 印影の照合が困難と認めら やす ウグイス、 野鳥を飼うには? その他町長が不適当と認 いと認められるとき。 印鑑の棄損、 00 わ 鑑 されて 証 いもの。 必らず委任 請 コマ 明 その他印影の変化 求が本人の意志で いないもの。 ٢ 7 ヒワ 磨滅などのた IJ, 狀 日来ない場

昭和37年6月10日発行

よ

61

料

ý

才

(手帳を

3

す 次

かの

印

か

ん届には必ず保証

ハを

Ø

月1日から町印かん条例の一部改正

ん。しかも11月1日から翌年免状を受けなければなりませ の3月15日までの間は狩猟鳥 また満20才以上 カラス、ウサギ は丙種狩猟 0) 飼 育 Z 密 らないで捕ったり飼育していります。このようなことを知めに捕るには捕獲許可証がいす。もちろんこれらを飼うた **弧防止** ら今頃空気銃を射つことは違 い合せください。 続については町産業課へお問る人も多いので、これらの手 羽も射てないのです。 者でないと空気銃でスズメ 許可証がい その他の野鳥を × ١ を ý ウ 5 0 0 0 りま 飼育 ч ч, ч, だ か

つまでも

-+1="

す

と

村さ

せて 山中

んに

投票

しま

ぽかた げるっ

ちら

-0 to

ほお

t.

たると思

5,

注 層) 公明選挙コント 受給されています。 さんは肉親の情として兄のが気にいらないので、中村金にものをいわせるやり方回か当選している。だが、 貧困な家庭(ボーダーライ 県敬老福祉年金 くれた。 ながめて 立って明 になり、 成功して、 だが、 主権者になったのだから、 事 んは 娘絹子がお茶を持って来ていると、中村さんのひとり と縁側に ボンヤリ い気持ち いつも重 底では割り切れないものを 当選を喜びながらも、 選確実らしいわね』 るい空を 感じて、 る。そのなかには、 朝 現在町内で二十二名の方が と思うのだけれど、迷っておじさんに入れてあげよう せる絹子だったが、中村さ を持つ誇りに、声をはずま ー中村さんは貧しい会社員んの兄の車もあった。 0 「おじさんは、 投票日 無邪気に町会議員のおじ 中村さんは貧し 5 をした。 からひっ 『私もことしから一票 満八〇才以上の老令 「ウン」 づけ 彼の兄は戦後事業に ○円)が支給されて 令者に年金(月二○ の老 昭和三十二年から と思われる方で未受 お の民生委員にお問合 給の老令者は、近く せください 選挙が始まると、 て、 It 町会議員にも何 あ きりなしに連呼 と気の 車が走ってい すに迫っ tr こんども当 0 中村さ ない返 心の た。 2 者 H 0 山原 2 さんもいいだろうと考えてい入りで、最 有 力 候 補で中村青年が、絹子の母親のお気に いながら……。 会ったとき、 いて見た。やっほころばせて、 やったの J. ければ、 さ ŋ 思いながら、 きのうのデー きのうのデートすっぽ何度も何度もいうの。 じさんに投票してあ ラザラした感じを残した。 わ 山田という役所へ勤めているイフレンドの姿を連想した。 娘のことばから、 と感心しながら、 っているのだもの……』たちの幸福を左右する力を持 選ぶような真剣な気持ちでな 1, 『山田さんていやな人よ。 3 2 ださい 1 ら該当者は民生課へ申請してく Z るの して 中村さんは思わず、 れたことが (なるほどうまい表現だ) 受信料 けている者の設置するラジ オ受信料 オ及びテレ 有すること)が設置するラ貧困な身体障害者(手帳 おり こと 生活保護法による保護を受 視覚障害者の設置するラ • いると感心しなが ん N 0 受信料が免除されま しの四月一日より、 お 投票は <u>\_\_\_</u> HK受信料 やっぱり親子だとせて、絹子をふり向 免除基準の改正 四、 むこさん 今の娘はしっか ` 耳もとに口を寄 ビ受信 す 五日前に駅で 結婚 5 中村さん Å

彼女のポ

1

は

の相

手

to

公明選挙コント

以上に私

3

(5)

広報にゅうぜん

ことができます 野鳥を射つ

か

空気銃で捕るに

獣(スズメ、

できません。 カモ等)だけより

HON-RELEASED	児童クラブを町のすみずみまで そどもたちは毎日どんな生活 する場には学校では親た ちや、先生の指導によって規律 た会生活のすどし方は地域の うたではないでしようか れているのではないでしようか れているのではないでしようか たきますが子どもの人間形成の うえ たちにないては案外無視、放任さ たちのましくない映画、 れているのではないでしようか たたちに ないてはなかでしようか たたちに ないたちに ますが子どもの人間形成の うえ たち たち たちに などもたちに たち たち たち たち たち たち たち たち たち たち たち たち たち	明るい社会をつくる。 明るい社会をつくる。 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもを交通事故、水死事故 ・子どもに正しい友だちづきあ 人たちは互に 販売の禁止、質入れ、古物廃品 ることを教えてやります。 ・子どもに悪しい友だちづきあ 人に危険をあたえるような遊 などの正しいみかた、ききかた うにします。 ・子どもに終じられていること ・男女の正しい交際について子 をきせないように、おたがいが どもといっしよに考えます。 ・子どもに考えてやります。 ・子どもに悪じられていること ・子どもに考えます。 ・子どもに考えます。	HUMUNUNUNUNUNUNUNUNUNUNUNUNUNUNUNUNUNUNU
り 尊敬 は せ 必要 に と た 主 子 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	させることができます。 させることができます。 などない環境から子どもない に 第 なくたい が に 等 な た ち の な し た ち の し た ち の し た ち の し た ち の ら れ に し た ち の ら れ に し た ち の ら れ た ち の ら し た ち の ら し た ち の ら 山 て 気 分 的 な し た ち の ら 山 た ち の の 朝 ま す れ い 作 間 を 健 全 に す る こ と が で き ま す 。 こ の た ち の の は た ち の の 立 と が で き ま す っ で さ ま す る こ と が で き ま す っ で う ま す る こ と が で き ま す っ で き ま す っ で き ま す っ で き ま す っ で き ま す っ で き ま す っ た ち の ち し こ り を お が で き ま す っ の た ち の ち し た ち の ち し た ち ち の ち ち ち た ち ち し た ち ち に を お が で き ま す っ で き ま す っ た た が で き ま す っ た た た が で き ま す す こ と た が で き ま す っ た た た が で き ま す っ た た た た が で き ま す っ で き ま す っ た ち し た ち ち ら し ち ち ち ら し ち ち ち ら し ち ち ち ら し ち ち ち ら ち ち ち ち ち ら し た ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち	ます。 や こ こ た た た し 、 進んで人のため世の中のた は し 、 進んで人のため世の中のた な ど を 者 い は た い け な い た い た し て や り ま す 。 っ く 式 な 人の伝記や、 親の体験 ま す 。 っ た り ま す 。 っ く ま し て や り ま す 。 、 な 人の伝記や、 親の体験 ま す 。 っ た せ ま 、 い け な い に た じ に し 、 や り ま す 。 、 を た せ ま 、 。 に た り ま す 。 。 、 ま た し て や り ま す 。 。 を た せ ま 、 記 た し て や り ま す 。 た し て や り ま す 。 。 た せ ま た し て や り ま す 。 。 た せ ま た し て や り ま す 。 。 た せ ま た せ ま 、 に た じ た せ ま 、 に た し て や り ま す 。 。 た せ ま た し て や り ま す 。 の た せ ま 、 、 に を た せ ま 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	商業統計調査の実施 通商産業省では、7月1日現 在で、全国の卸売業、小売業等 の商店について、もれなく商業 統計調査を実施します。 本調査は、わが国の商業事務 所の分布状況、商業活動などの 実態を明らかにして適切な商業 政策を立てる資料となります。 6月15日~20日までは準備期
<b>うません。</b> <b>うません。</b>	んでやります。 や実験、スポーツなどの がしい話したきい。 ないたいです。 そどものかたまりたまして たちのかたまりたまして です。 たちのかたまりたま です。 たさい。 たさい たさい。 たちして たさい。 たちい たちのかたまりには、 たちのかたます。 たちのかたまりたま たちい たちい たちい たちい たちい たちい たちい たちい	や近天の礼職できなかなかできます。 なるとなかなかできます。 なるとなかなかできます。 た早期発見の発生を未然に防ぎ なぜでしようか。町内や、児 いなぜでしようか。町内や、児 しかながたもいった なるとなかなかできます。 なるとなかなかできます。 た時ぎ なるとなかなかできます。 た時ぎ なるとなかなかできます。 たちぎ なるとなかなかできます。 なるとなかなかできます。 したできないのないった なるとなかなかできません。 なるとなかなかできません。	間で、次の調査員がお邪魔いた しますから、ご協力ねがいます 井田和子、野坂光成(飯野)広 川恭毅(上原・青木)米沢俊男 本多良久・上原和夫・赤川秀夫 (入善)寺西英明(椚山・横山 )水野実(新屋・小摺戶)入山 梳一(野中)野島政博(舟見)

広報にゅうぜん (6)

昭和87年6月10日発行 第三種郵便物認<sup>可</sup>

昭和17年6月10日発行 第三種郵便物認可



〔第82回〕

六 石 本 山 合 0 戦 由 来 慎 2 \_

難は石山合戦、東西 青木六本松の地下 史の波の中 た。 本願 の波の中でおきた願寺分立という歴

を建て、三年後に「他日この地四六六年前)蓮如がここに別院 所に御堂があっ り、 山 垣にかこまれ、 子件であっ 当時真宗の本願 (後の大阪城本丸の 八 町四方もあ た。明応五年( まん中の小高 る城壁状の石 寺は 地 大阪 にの石 5

を作 孫 のに での寺院は城のような構えをも 壁を築造し、 の石山をかこんで八町 加賀より城作り に逃れ、 た 十七年後、 寺本山を日蓮宗徒に焼打ちされ と遺言して死んだ。 ので、 をか :ったのである。このころま を す 代證如が京都山 てて H この別院を本山と 宗祖の像を負うてここ る 天文元年八月にその 竹 引き渡 人があ いわゆる石山御堂 内 を召し寄せ、こ す n それから三 「四方の城 「科の本願 ように ば 郎 ī 執着 ۱\_

> 木の勝興寺、ユ格があった。サ 5, る。 の石垣はこの時代の名 武 あった。井波の瑞泉寺、伏山力をもつ大名のような性武器や僧兵を貯えて巨大な 八尾の 聞 明寺 残りであ など

四二六年、 翌八 たのである。 たので 九八 こん を再建した く落ちなか で攻防戦 年 年証如の子 いよい 前 前 代に 十二月焼失し った。 後に増築、 があったが よ堅固な城にな の二度この 天文二年と五年 十一代顯 永禄七年 修理し 如が之 城をか 防備 (III) 堅 0

農民層の頂点に立つ本願寺の存 あり、そのためには全国の門徒当時織田信長は全国統一の志

E 5 の品質 ております。 一題がしばしば新聞の話題とな 最近食料品やプロ 小良や量目不足などの 13 ンガスな

5

これら 計 施や立入検査などを行って不正 定 県の計量行政をあず 量の防止に努めていますが 所 の計量行政をあずかる計量検 TE の防止のカ は、 計 量器 の定期検査実 ギはあなた 0

L

.\_\_\_

量目不足の防止は... ...あなたの目で 7月7日は計量記念日です

キッチン

・スケ

1

- ル)を買

的誤差であ 傷る目 ります。 計量器誤差は計量器自体の機械 計量の方法が惡い場合があ 的誤差と計量器誤差の 的をもって計る場合と、 人為的誤差は最初 ŋ 、ます。 の二つがあ 、 、 、 人 Ŋ

年に一 行なっ 県では、 回) ておりますの おりますので、一般に)計量器の定期検査を 每年一回 (郡部は三

9

7

2

1

量器の店を選びましよう。 の場合は信用ある店で、定期検 見て差支えないようです。 量目不足があれば人為的誤差と 使用中の計量器には不良品がな 査合格証の貼ってある正 菓子 山買いを止め必ず量目買 と見てよいでしよう。従って ましよう。 や食料品の袋詰、 N E 75 i また 買 い計 4. を 物

て最目もまちまちです。 品は一流商品でな 5 示のある商品を求めましよ てお T)を表記することになっ ん詰には必ず正味量 正味量の表記 りますから正味量 台所用の は のない商 かり( の表 2

ることは量目不足を防止す 言えましよう。 することが一番良い方法と 求め、 買った品物を計量

科学として無駄の防 献立計算にまた暮し るだけでなく、 ちましよう。 ※の防止に役 栄養料理の

目にあるようで

す

計

量の誤差(狂い)

文

けであり

ます。

據として訴

え出

`

秀吉之を許可

欲し、顯如の譲状なろものを証の弟准如を以って法嗣とせんと

血圧計なども含まれます。 ンスタンド りでなく、長さ計 9 (ます) 計量器と言えば、 1 ガスメ 温度計 に乗っ 1 タク 1 た場合、 · タ i (さし)体積 3 の外に水道メ ٢ 1 ガソリ 9 1 7 1

目

計

示してく 場合は、 払 5 最近農村では、 5 1 ましよう。 . メ 1 先ずメ 、れます Я すから ーター L 料金を払 ・を見て 5 料金を 支 5

だけ 普及 台ば (精度二百分の一 かり 精密 してきておりますが に正確に計 (精度二千分の一 )から新し 量できる ` それ  $\cup$ にいり to



富 ıЦ 県計量協会会長

計

を取り入れるため、先ず計量のするため、また暮しの中に科学明るい町から不正計量を一場 量観念を養い 先ず計量を一掃 まし よう。

東本願

캬

を建立するまで 徳川家

全国

前

二月、

ふ康が奏請· 年

して

て十年後の際長七 して教如を隠退させた。

- (三六〇年

門徒は動揺したのである。

僧 あ中

de,

このような

状態の

っで 信 D

di 谷 常

Ξ

た。 数 如の 蔵ら

ために奔走したので

間石山攻防戦がくりかえされた二年前)に至る十ヶ年間の長い二年前)に至る十ヶ年間の長い結んで立ち上り、元亀元年(三八結んで立ち上り、元亀元年(三 な反抗に手を焼いた事は云うまのである。信長は本願寺の意外間石山攻防戦がくりかえされた ついに反抗の態度に転じ、全国け渡しをせまられるに至って、にも応じたのであるが、石山明 平定され、 でもない。 けはた。 石山 これを味方にするか、敵在は大きな障壁をなして ぜず 門跡の教如は石山 にい Ļ 老の言をいれて、 に従い明け渡すべし」と云う家 滅をさけるため、 睦のすすめもあって、 じ、同時に反信長派の諸大名との門徒に対信長戦への参加を命 度をとり、 向一揆に際しても る事を欲せず、 ると考えて、 築くことが天下平定の要件で ばねばならなかっ して排除するか、 しかるに顕如の長男 に去った。 寺を手に入れてここに城を 顕如は紀州の雑賀 ふみとどま 本願寺は信長 いろいろの難題をもち 軍用金五千貫の賦課 天正八年朝廷から 向一揆は逐次信長 しかしながらそ 石山 北陸その他の 2 あけ 同年三月降 一揆抑制 たが、 何 「蓮如の遺言 の明け渡 5 と事を構 n 渡しに応 敵にまわ 信長と + (やし 宗門 か をえら 信長 5 1:0 代新 全国 0 Ø 0 しを 戦 伏 和に間 明 態 え が 破 あ は か ---

(7)広報にゅうぜん

昭和37年6月10日発行 第三種郵便物認可

【公明選挙推進協議会声明】 選挙は政治に対する国民の自由 かつ平等な意思を反映する最良 にして絶対的な手段であり民主 政治確立発展の基盤である以上 国民のすべてが熱望している幸 福で明るい豊かな社会の実現は **公明** 異挙の実現によってのみ 達 成されると言わねばならない。

近時、こうした重大性にかん がみ公明選挙運動は着々と進展 中にもかかわらず選挙の実態は 依然として金力や情実、抑圧に よってゆがめられ、人間個有の 自由にして平等な権利義務を放 棄するかの風潮がうかがわれる ことは、まことに遺憾である。

副会

長

沢谷

人会長し

竹内栄冶 樽井ひで

さ

(元入善

地 <

理委員会委員長

.

入

膳し

情

相談協

力委

名取

JIL

文子

(元飲

() 中日

新

聞社)

新聞) 挙推進

加藤高明 協議会長) 寺

長・東狐)

1. (町選挙管) 1. 地区婦人会

なく 0 T

植

付

X

回長・行政苦

員

(・東狐)

会租長

H

「清之助

~

志

林吉平

(小摺 流剛

こうした事態をこのまま放置 するならば、やがて議会政治の 権威は失墜し、折角芽生えた民 主主義が崩壊の運命を辿るより 外にないであろうと深憂するも のである。

われわれは、この事態に対処 し、近く行なわれる参議院議員 通常選挙を機に公明選挙の意義 を強く呼びかけ、『政治を行な うものは自分である』という自 覚と責任を再確認されるよう要 望するものである。

まち 貸

す

(入善町図

書舘)

出

期間

は

一ヶ月となっており

6.

0 た

た、また職場に一日中 に、また職場に一日中 に、また職場に一日中 家庭の精神衛生 上 方 の 味 、 て な る 食 、 古い 作 麦秋 ことばの 世発 株の秘密 新 優良農業経営の見学案内 水田 動物版 チモ ベルリ \$ 榷 E 1 2 学 7 とく 三井のさむら 成長経済の診断 下り、どしいかな小グル・ 「本の会社 界明 終 猫の 貸 葺 ギリ 0 ス L 1 5 出 豉 酪農の実際 0 栽 玉 Э から 母 1 い 田の草と、 ホ 手 文庫 名功 培 スの を 111 ル逆 農業経営の診 校 。人間の条件 オつ . 知 th 0 0 見 エチ 新 .7 4 は子どもを変える E 秘 0 新 無電 -借 雨 女性 ガ ~ t 利用 詠 技術 Vi 息 5 1 \$ ケ 5 利用くださ (5~ 0 たい多忙 1.5 Ø 母 達 "7 毎日 く暇 に ブ 中田正 服部龍太 2 栗原喜 大久保恒次 福原麟太郎 島田とみ子 角岡 佐藤重平 10 藤井信 堀 村井米子 小原秀雄 0) \$ 5 金子 曹 藤沼智忠 近藤宏二 坂 滝 石 以本藤良 農作業 소 沢

雄

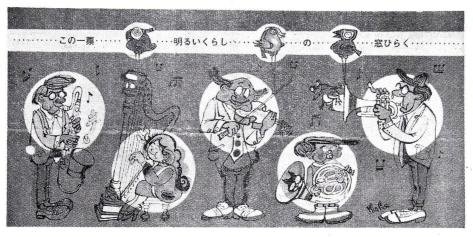
\_

八二

要

豊太郎

登郎



いました。 いました。 公明選挙運動の るために、 役員 上指 公明 にお 善 月 まし を協議し、 などの推進方法 びその推進を図 総合的企画 政治意識の向 \_ 町 が選 た。 導者の養成 + 2 か 1. 中 て選 央公民 2 = 0 八日、ど日、ど日、ど日、ど日、ど日、ど日、ど日、ど日、ど日、ど日、 適 出 1されの 入善 「およ 正に 挙が

> 墓 青 木 ) 神子沢し 委員 館長 0 弘 区婦人会長 小沢和江(第 入膳し 広川恭毅(連青副団長 (町連青 竹内慎 広野清秀 ( 団長 (連青女子委員 • (連青 入膳) 6秀(教育長 . 借 〕 小 山 理事 佰 . ...



「買収響応防止の町広報宣伝カー」

広報にゆうぜん 

(8)

選挙です 7 7月1日は参議院議員選挙 

年三月 出生した方で、 昭 和 ;0 七 年六月 6. • 昭和 十二日ま 登載されて 三十 t で 1,

あなだは名簿に

0

ます

: 32

.0

挙に資格があります。 住所を有する方は、 但 し名簿に登載され + -Ħ 以前 から 今 E) 木 の町に ts

れば投票はできませ <sup>ݠ</sup>んぃ,

有する 現在できている 名簿には

0

方が登載されてい いるはずです (効力を

◆ 選挙資格があるが 5 昭昭 ま 町 戦されていない方は、選挙資格があるが、 和和 36 16 す。 VZ. 引 年年612 続 き住所 月月 1521 最方は、 日まで H を有する方 以前 い ことにな 請 次の期 に生 をされ 名簿に よ n 本れ

昭和37年6月12日 2 18日まで

明選挙推進協議 会の 設立

田

光

嘉衛

ガンデ この目 ひとり 廓 然無 ン物語 1 で見たメ連 5 聖 şI. 間 2. 長谷川四郎をたち 教室 **楳本捨三** 三浦重介 長洲 徳 津 翁 Л 義親 留宏 1 1 壮正久一寿允



INTERNET